

水力発電所保守管理支援システム導入業務委託 公募型プロポーザル

実施要領

1 事業の趣旨

栃木県企業局では12か所の水力発電所を運転しており、各施設において保守管理業務を実施しているが、種々の記録等が電子化されていないことから、作成から管理に至るまで多大な労力を要している。

本業務は、水力発電設備の保守管理業務を支援し、業務効率化と生産性の向上を図るため、実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 水力発電所保守管理支援システム導入業務委託
- (2) 業務内容 別紙「要求水準書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和4(2022)年9月30日(金)まで
- (4) 委託料限度額 29,499,800円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 担当所属及び問い合わせ先
〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-25
栃木県企業局 電気課 施設担当
電話 028-623-3829 FAX 028-623-3826
電子メール kigyo-denki@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「N0通信、情報処理」、小分類「N2情報関連サービス」の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 令和3(2021)年11月12日(金)から令和3(2021)年12月6日(月)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (5) タブレット端末を用いた設備点検システムを開発し納入実績がある者、又は類似のコンピュータシステムを開発し納入実績があり、本業務を確実に履行できる者であること。

4 プロポーザル実施の手続

- (1) 実施スケジュール
 - ア 実施要領等の公表 令和3(2021)年11月12日(金)
 - イ 実施内容等に関する質問受付期限 令和3(2021)年11月17日(水)午後4時必着

ウ 質問に対する回答	令和3(2021)年11月19日(金)
エ 参加表明書の提出期限	令和3(2021)年11月22日(月)午後4時必着
オ 技術提案書の提出期限	令和3(2021)年12月6日(月)午後4時必着
カ プレゼンテーション(予定)	令和3(2021)年12月10日(金)
キ 審査結果の通知・公表	令和3(2021)年12月16日(木)

(2) 実施要領の配布

- ア 配布期間：令和3(2021)年11月12日(金)～11月22日(月)
- イ 配布場所：栃木県ホームページ(産業・しごと-入札・公売)からダウンロードできる。
URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式2-1)により電子メール又はFAXにより提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～令和3(2021)年11月17日(水) 午後4時必着
- イ 質疑方法：電子メール又はFAXにより、2(5)に提出すること。
- ウ 回答期日：令和3(2021)年11月19日(金)
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ(4(2)イのURL)に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により提出すること。

- ア 提出期限：令和3(2021)年11月22日(月)午後4時必着
提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2(5)
- ウ 提出書類：以下の～を提出すること。
参加表明書(別記様式1-1号)
確認書(別記様式1-2号)
受注・納入実績(別記様式1-3号)
会社概要(別記様式1-4号又は事業パンフレット)
- エ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送。
郵送の場合は書留郵便とし、到着確認のため電話連絡を行うこと。
- オ その他：参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3(2021)年12月3日(金)午後4時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 参加資格の確認

参加表明書の資格確認を行い、その結果を通知する。

ただし、技術提案書受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

- ア 結果通知日 令和3(2021)年11月25日(木)
- イ 通知方法 電子メール

(6) 技術提案書の提出

別紙「技術提案書作成要領」により作成して提出すること。

- ア 提出期限：令和3(2021)年12月6日(月) 午後4時必着
提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：2(5)
- ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送

郵送場合は書留郵便とし、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 提出部数：製本10部（正本1部、副本9部）、CD-R 1枚（電子データ）

オ その他：技術提案書は1者1提案とすること。

(7) 技術提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 技術提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 技術提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、技術提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 技術提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査基準

別紙「技術提案評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーションを実施する。

時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、別紙「技術提案評価基準」に基づき、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

なお、選定委員会は非公開とする。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ウ 見積書の金額が2(4)の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、下記項目について栃木県ホームページ（産業・しごと - 入札・公売）に公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の数及びそれぞれの総合点

参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しないものとする。

7 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、契約期間、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者は、特別な事情等により契約を締結しない場合、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。